

地域計画の変更案の公告・縦覧

農業経営基盤強化促進法第 19 条第 7 項の規定に基づき、地域計画の変更案を公告し、公告の日から 2 週間、縦覧の用に供します。利害関係人で地域計画の変更に対する意見がある方は、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができます。

1. 縦覧場所 三川町役場 産業振興課
2. 縦覧期間 令和 8 年 3 月 1 6 日（月）から令和 8 年 3 月 3 0 日（月）まで
3. 地域計画（変更案）